

## 地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程

平成26年4月1日

規程第29号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人広島市立病院機構就業規則（平成26年地方独立行政法人広島市立病院機構規程第16号。以下「就業規則」という。）第40条の規定に基づき、就業規則第2条第1項に規定する職員（同条第3項に規定する職員を除く。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規程の定めのない事項については、別に定める場合を除き、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）その他の関係法令及び労使協定の定めるところによるものとする。

(給料)

第2条 各職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して定める。

2 給料は、地方独立行政法人広島市立病院機構勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成26年地方独立行政法人広島市立病院機構規程第17号。以下「勤務時間等規程」という。）第3条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、看護職員等処遇改善手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

(給与の支払)

第3条 職員の給与は、職員にその全額を支払わなければならない。ただし、法令又は法第24条第1項ただし書の規定に基づく協定がある場合には、法令又は当該協定に定められる金額を控除して支払うことができる。

(給料表)

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事務職給料表（別表1）

(2) 医療職給料表

ア 医療職給料表(1)（別表2）

イ 医療職給料表(2)（別表3）

ウ 医療職給料表(3) (別表 4)

(3) 技能業務職給料表 (別表 5)

- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。
- 3 広島市民病院長、広島市民病院特任病院長及び北部医療センター安佐市民病院長の給料月額は、前項の規定にかかわらず、別表 2 医療職給料表(1)の 5 級 1 号給から 4 号給までのいずれかの号給を適用し、理事長が定めるものとする。

(初任給)

第 5 条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の職務の級及び号給は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

(職務の級の異動等の場合の号給等)

第 6 条 職員が 1 の職務の級から他の職務の級に移った場合又は 1 の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が別に定めるところにより決定する。

第 7 条 就業規則第 39 条第 2 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の適用を受けた職員の給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料月額に、勤務時間等規程第 4 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

(昇給の基準)

- 第 8 条 職員の昇給は、理事長が別に定める場合を除き、毎年 4 月 1 日に、同日前 1 年間に於けるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
  - 3 55 歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、57 歳）に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4 号給」とあるのは、「0 号給」とする。
  - 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

- 5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(給料の支給方法)

第9条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとし、1給与期間につき、給料月額的全額を支給する。

- 2 給料の支給日は、別に定める。

第10条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給降給等により、給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、退職した職員が即日職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間等規程第5条及び第6条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(管理職手当)

第11条 管理又は監督の地位にある職員の職のうち、地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与支給細則（以下「細則」という。）で定めるものには、その特殊性に基づき、管理職手当を支給する。

- 2 前項の規定による管理職手当の月額は、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内で、細則で定める。

(初任給調整手当)

第12条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内の期間、採用後細則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、第2号に掲げる職に係るものにあつては職務の級及び号給の別に応じて、初任給調整手当として支給する。

- (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で細則で定めるもの 月額25万1,200円
- (2) 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で細則で定めるもの 月額2万1,400円
- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員のすべてに対して支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
  - (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
  - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
  - (3) 22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある孫
  - (4) 60歳以上の父母及び祖父母
  - (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき1万円とする。
- 4 扶養親族としての子のうち15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,200円に特定期間にある当該扶養親族としての子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合又は職員の扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に同号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

#### （地域手当）

第15条 職員には、地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
- (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 100分の16
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の10

#### （住居手当）

第16条 住居手当は、職員で、当該職員又はその配偶者若しくは細則で定める者（次項第2号において「配偶者等」という。）が居住する住宅（貸間を含む。同項

各号において同じ。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っていると認められるものに支給する。ただし、地方独立行政法人広島市立病院機構(以下「法人」という。)の職員住宅に居住している職員その他細則で定める職員には支給しない。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。

(1) 自ら居住するため住宅を借り受けている職員(細則で定める職員を除く。)次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(ア及びイに定める額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額1万2,300円を超え1万9,600円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から9,600円を控除した額

イ 月額1万9,600円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万9,600円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円)を1万円に加算した額

ウ ア及びイに該当する職員以外の職員 2,700円

(2) 第18条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者等が居住するための住宅(細則で定める住宅を除く。)を借り受けているもの 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

#### (通勤手当)

第17条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で細則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満で

あるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、前項各号に掲げる職員の区分に応じて、6か月を超えない範囲内で1か月を単位として細則で定める期間（以下「支給単位期間」という。）につき細則で定める額（当該額を支給単位期間の月数で除して得た額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。
- 3 通勤手当は、支給単位期間（細則で定める通勤手当にあつては、細則で定める期間）に係る最初の月の細則で定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、退職その他細則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して細則で定める額を返納させるものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が定める。

#### （単身赴任手当）

- 第18条 勤務場所の異動又は住居を移転し、父母の疾病その他細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給することができる。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、10万円の範囲内で、細則で定める。
  - 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして細則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
  - 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当を支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

## (特殊勤務手当)

第19条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 感染症防疫作業等従事職員の特殊勤務手当
- (2) 危険作業従事職員の特殊勤務手当
- (3) 放射線取扱作業等従事職員の特殊勤務手当
- (4) 医師の特殊勤務手当
- (5) 夜間特殊業務従事職員の特殊勤務手当
- (6) 夜間救急医療業務従事職員の特殊勤務手当
- (7) 夜間看護業務従事職員の特殊勤務手当
- (8) 夜間介助業務従事職員の特殊勤務手当
- (9) 分べん業務従事職員の特殊勤務手当
- (10) 解剖従事職員の特殊勤務手当
- (11) 医療社会事業等従事職員の特殊勤務手当
- (12) 待機職員の特殊勤務手当
- (13) 看護職員の特殊勤務手当
- (14) 介助職員の特殊勤務手当
- (15) 特日勤務職員の特殊勤務手当
- (16) 管理職医療従事職員の特殊勤務手当
- (17) 応援診療等従事職員の特殊勤務手当
- (18) 夜間休日手術従事手当
- (19) 抗がん剤調製手当

3 次に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は業務に従事した日1日につき290円の範囲内で理事長が定める。

- (1) 感染症病棟において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に規定する感染症並びに理事長がこれらに相当すると認める感染症の患者（以下「感染症患者」という。）の診療、看護等の業務に従事したとき
- (2) 感染症病棟以外において、感染症患者の診療、看護等の業務に従事した場合であって、濃厚接触者と認められたとき

4 危険作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が高所における作業、塩酸、硫酸等の有害物を取り扱う作業その他の危険な作業に従事したときに支給するものとし、



- 手当の額は業務に従事した日1日につき300円の範囲内で理事長が定める。
- 5 放射線取扱作業等従事職員の特殊勤務手当は、ラジウム放射線、エックス線その他の有害な放射線にさらされる作業に従事したときに支給するものとし、手当の額は業務に従事した日1日につき300円の範囲内で理事長が定める。
  - 6 医師の特殊勤務手当は、医師又は歯科医師の資格を有する職員で医療業務その他理事長の定める業務に従事するものに対し支給するものとし、手当の額は勤務1か月につき55,000円の範囲内で理事長が定める。
  - 7 夜間特殊業務従事職員の特殊勤務手当は、理事長の定める職員が、勤務時間等規程第3条第1項に規定する正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。）において行われる業務に従事したときに支給するものとし、手当の額は勤務1回につき1,700円の範囲内で理事長が定める。
  - 8 夜間救急医療業務従事職員の特殊勤務手当は、医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師又は理事長がこれに準ずると認める職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる救急医療業務に従事したときに支給するものとし、手当の額は勤務1回につき6,800円の範囲内で理事長が定める。
  - 9 夜間看護業務従事職員の特殊勤務手当は、看護師、准看護師又は理事長がこれに準ずると認める職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事したときに支給するものとし、手当の額は勤務1回につき6,800円の範囲内で理事長が定める。
  - 10 夜間介助業務従事職員の特殊勤務手当は、介助業務に従事する職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事したときに支給するものとし、手当の額は勤務1回につき5,300円の範囲内で理事長が定める。
  - 11 分べん業務従事職員の特殊勤務手当は、次に掲げる業務に従事した主たる職員に対して支給するものとし、手当の額は分べん1回につき10,000円の範囲内で理事長が定める。
    - (1) 産科又は産婦人科の医師が、分べん終了時刻が正規の勤務時間以外の時間（休日等（勤務時間等規程第7条の休日をいい、これらの休日のうち代休日を指定された休日にその割り振られた勤務時間の全部を勤務した当該休日については、当該休日に代わる代休日をいう。）における正規の勤務時間を除く。以下同じ。）となる分べん業務に従事したとき。
    - (2) 麻酔科の医師が、分べん終了時刻が正規の勤務時間以外の時間となる、手術を伴う分べんに係る業務に従事したとき。

- (3) 小児科又は総合周産期母子医療センターの医師が、分べん終了時刻が正規の勤務時間以外の時間となる分べんに立ち会い、引き続き当該分べんにより出生した新生児の診療に従事したとき。
- (4) 助産師である看護師が分べん業務に従事したとき。
- 1 2 解剖従事職員の特殊勤務手当は、病理診断科に配置されている職員（医師を除く。）が解剖作業に従事したときに支給するものとし、手当の額は業務に従事した日1日につき1,400円の範囲内で理事長が定める。
- 1 3 医療社会事業等従事職員の特殊勤務手当は、医療社会事業の業務や精神疾患に係る患者と接する業務に従事する職員及び理事長がこれに準ずると認める職員に対し支給するものとし、手当の額は、勤務1か月につき6,500円の範囲内又は業務に従事した日1日につき310円の範囲内で理事長が定める。
- 1 4 待機職員の特殊勤務手当は、次に掲げる場合にそれぞれ支給するものとし、手当の額は待機及び勤務のそれぞれ1回につき6,800円の範囲内で理事長が定める。
- (1) 救急患者の来院に対処するため自宅待機を命ぜられたとき。
- (2) 前号により自宅待機を命ぜられた時間において呼び出され、業務に従事したとき（分べん業務に従事した職員の特殊勤務手当が支給される場合を除く。）。
- 1 5 看護職員の特殊勤務手当は、看護師又は准看護師に対し支給するものとし、手当の額は勤務1か月につき当該職員の給料月額の100分の4の範囲内で理事長が定める。
- 1 6 介助職員の特殊勤務手当は、看護師の指示のもと患者の介助業務を行う職員及び理事長がこれに準ずると認める職員に対し支給するものとし、手当の額は、勤務1か月につき6,200円の範囲内又は業務に従事した日1日につき310円の範囲内で理事長が定める。
- 1 7 特日勤務職員の特殊勤務手当は、職員が、12月29日から翌年1月3日までの間に勤務したときに支給するものとし、手当の額は勤務1日につき6,500円の範囲内で理事長が定める。
- 1 8 管理職医療従事職員の特殊勤務手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち理事長が定める職員（医師に限る。）が、正規の勤務時間外に業務を行った場合に理事長の定める時間の範囲内で支給するものとし、手当の額は業務に従事した時間1時間につき6,000円の範囲内で理事長が定める。
- 1 9 応援診療等従事職員の特殊勤務手当は、職員が診療又は診療補助のため、理事長が認める病院へ応援派遣され当該業務に従事した場合に支給するものとし、手当の額は勤務1回につき107,000円の範囲内で理事長が定める。
- 2 0 夜間休日手術従事手当は、看護師又は臨床工学技士が深夜又は休日において

行われる手術に従事したときに支給するものとし、手当の額は手術 1 回につき 2,500 円の範囲内で理事長が定める。

2 1 抗がん剤調製手当は、薬剤師が抗がん剤注射薬の調製業務に従事したときに支給するものとし、手当の額は従事した日 1 日につき 230 円の範囲内で理事長が定める。

2 2 前各項に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

#### (看護職員等处遇改善手当)

第 19 条の 2 看護職員等处遇改善手当は、理事長が別に定める期間に限り、広島市民病院、北部医療センター安佐市民病院及び舟入市民病院に勤務する看護師、助産師及び保健師に対して支給する。

2 看護職員等处遇改善手当の額は、看護職員処遇改善評価料の施設基準を踏まえて理事長が別に定める。

3 前各項に定めるもののほか、看護職員等处遇改善手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### (給与の減額)

第 20 条 職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第 7 条に規定する国民の祝日に関する法律に規定する休日（勤務時間等規程第 8 条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日（勤務時間等規程第 8 条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）及び 8 月 6 日（勤務時間等規程第 8 条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「8 月 6 日の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない 1 時間につき、第 24 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷を除く。）又は疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）のため引き続き 90 日（精神障害の場合は 180 日、結核性疾患又は原子爆弾の放射能による疾病の場合は 1 年）を超えて勤務しないときは、給料及びこれ

に対する地域手当は、半額を減じて支給する。

- 3 前2項の規定による減額は、減額すべき事実の生じた日の属する月又はその翌月分の給与から行う。

(時間外勤務手当)

第21条 正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で細則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。第3項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第6条の規定により、あらかじめ勤務時間等規程第3条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(細則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で細則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 育児短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で細則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間等規程第5条及び第6条の規定に基づく週休日における勤務のうち理事長が定めるものを除く。)の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午

後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175) を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 5 勤務時間等規程第8条第1項に規定する代休時間を指定された場合において、当該代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175) から第1項に規定する細則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間については、同項中「第1項に規定する細則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

#### (休日勤務手当)

第22条 祝日法による休日等、年末年始の休日等及び8月6日の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で細則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。正規の勤務時間外に勤務しても、休日勤務手当は支給されない。

#### (夜間勤務手当)

第23条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

#### (勤務1時間当たりの給与額の算出)

第24条 第20条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額にあっては給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額にあっては給料の月額及びこれに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額、細則

で定める特殊勤務手当の月額並びに看護職員等处遇改善手当の月額の合計額にそれぞれ12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に17を乗じたもの（育児短時間勤務職員にあっては、7時間45分に17を乗じたものに、勤務時間等規程第4条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じたもの）を減じたもので除して得た額とする。

（宿日直手当）

第25条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を宿日直手当として支給する。

- (1) 医師 13,500円
- (2) 医師以外 6,400円

2 前項の勤務は、第21条から第23条までの勤務には含まれないものとする。

（管理職員特別勤務手当）

第26条 第11条第1項の規定に基づく細則で規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等規程第5条及び第6条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等、年末年始の休日等若しくは8月6日の休日等（次項において「休日等」という。）に勤務した場合は、これらの職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第11条第1項の規定に基づく細則で規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間外に勤務した場合は、これらの職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき1万2,000円を超えない範囲内において細則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して細則で定める勤務にあっては、その額の100分の150を乗じて得た額）
- (2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において細則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

（期末手当）

第27条 職員で、3月1日、6月1日及び12月1日（以下「期末手当の支給基準日」という。）に在職するものには、期末手当を支給する。期末手当の支給基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第33条第6項の規定の適用を受ける職員及び細則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、3月に支給する場合においては100分の40、6月及び12月に支給する場合においてはそれぞれ100分の100を乗じて得た額（細則で定める管理又は監督の地位にある職員（第30条第2項において「特定管理職員」という。）にあつては、3月に支給する場合においては100分の40、6月及び12月に支給する場合においてはそれぞれ100分の80を乗じて得た額）に、期末手当の支給基準日以前3か月以内（期末手当の支給基準日が12月1日であるときは、6か月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間		割合
期末手当の支給基準日が3月1日又は6月1日である場合	期末手当の支給基準日が12月1日である場合	
3か月	6か月	100分の100
2か月15日以上3か月未満	5か月以上6か月未満	100分の80
1か月15日以上2か月15日未満	3か月以上5か月未満	100分の60
1か月15日未満	3か月未満	100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその期末手当の支給基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員の給料の月額にあつては、当該月額を算出率で除して得た額。次項において同じ。）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して細則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して細則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で細則で定める割合を乗じて得た額（細則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の期末手当の支給基準日に係る期末手当（第4号に係る者にあつては、

その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 期末手当の支給基準日から当該期末手当の支給基準日に対応する期末手当の支給日の前日までの間に就業規則第45条第4号に規定する懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 期末手当の支給基準日から当該期末手当の支給基準日に対応する期末手当の支給日の前日までの間に就業規則第23条第1項の規定により解雇された職員
- (3) 期末手当の支給基準日前1か月以内又は期末手当の支給基準日から当該期末手当の支給基準日に対応する期末手当の支給日の前日までの間に退職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その退職した日から当該期末手当の支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第29条 理事長は、期末手当の支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
  - (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
  - 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行



為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の支給基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

#### (勤勉手当)

第30条 職員で、6月1日及び12月1日（以下「勤勉手当の支給基準日」という。）に在職するものには、勤勉手当の支給基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、勤勉手当を支給する。勤勉手当の支給基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（細則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、細則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の100（特定管理職員にあっては、100分の120）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 第27条第3項及び第4項の規定は、勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、これらの規定中「期末手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第30条第2項」と、「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、「次項」とあるのは「第30条第3項において準用する第27条第4項」と、同条第4項中「前項」とあるのは「第30条第3項において準用する第27条第3項」と、「第2項」とあるのは「第30条第2項」と読み替えるものとする。

- 4 前2条の規定は、勤勉手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、第28条中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第4号中「次条第1項」とあるのは「第30条第4項において準用する第29条第1項」と読み替えるものとする。

(特定の職員についての適用除外)

第31条 第21条から第23条までの規定は、第11条第1項の規定に基づく細則で定める職にある職員には適用しない。

(管理職手当等の支給方法)

第32条 管理職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、細則で定める。

(休職者の給与)

- 第33条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり休職にされたときは、その休職の期間中、これに期末手当及び勤勉手当の全額を支給する。
- 2 職員が結核性疾患又は原子爆弾の放射能による疾病にかかり就業規則第14条第1項第3号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の傷病又は心身の障害により就業規則第14条第1項第1号又は第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第14条第1項第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第14条第1項第5号及び第6号に定める事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明となり休職にされた場合で、その災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、これらのそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

- 6 職員が就業規則第14条第1項第7号及び第9号に定める事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中の給料等については別に理事長が定める。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内に期末手当の支給基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、細則で定める職員その他理事長が定める者については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第28条及び第29条の規定を準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第33条第6項」と、同条第4号中「次条第1項」とあるのは「第33条第7項において準用する第29条第1項」と読み替えるものとする。

(派遣職員の給与等)

第34条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）に基づき広島市から派遣された職員及び広島市を退職後採用された職員で理事長が定める職員の給与等については、この規程の規定にかかわらず、理事長が定めるものとする。

(口座振替による支払)

第35条 給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(委任)

第36条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日から平成27年3月31日までの間における第16条第2項の規定の適用については、同項中「1万7,000円」とあるのは「1万3,700円」と、「6,700円」とあるのは「7,900円」とする。
- 3 職員が、理事長が定める期間に、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルスを指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。）に感染するおそれのある作業であって理事長が定めるものに従事したときは、感染症防疫作業等従事職員の特殊勤務手当を支給する。この場合

において、第19条第3項の規定は適用しない。

4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円（心身に著しい負担を与えるものとして理事長が定める作業に従事した場合には、4,000円）の範囲内で理事長が定める。

5 次に掲げる職員が、理事長が定める期間に、理事長が認める業務のため、理事長が認める病院等へ応援派遣され当該業務に従事した場合は、応援診療業務等従事職員の特殊勤務手当を支給する。

(1) 医師

(2) 歯科医師

(3) 医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)の適用を受ける職種である職員

6 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき20,000円の範囲内で理事長が定める。

7 第5項の場合において、第19条第19項の規定は適用しない。

8 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 地方独立行政法人広島市立病院機構就業規則の一部を改正する規則（令和5年地方独立行政法人広島市立病院機構規則第1号）による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構就業規則第21条第1項第1号に規定する職員

(2) 就業規則第11条の2第3項の規定により同条第1項に規定する管理監督職を占める職員

(3) その他理事長が別に定める職員

10 就業規則第11条の2第1項に規定する管理監督職以外の職への降格等をされた職員であって、当該管理監督職以外の職への降格等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（細則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、同項の規定により当該職員の受ける給

料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 1 1 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 1 2 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第8項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第10項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、細則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 1 3 附則第10項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であって、雇用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 1 4 附則第10項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第27条第4項（第30条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当該規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第10項、第12項又は第13項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 1 5 附則第8項から前項までに定めるもののほか、附則第8項の規定による給料月額、附則第10項の規定による給料その他附則第8項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則（平成26年9月10日規程第46号）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年11月25日規程第47号）

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日規程第52号）

- 1 この規程は、平成26年12月25日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第27条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程

の規定に基づいて平成26年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成27年3月31日規程第11号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日規程第23号）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成27年12月24日規程第28号）

- 1 この規程は、平成27年12月24日から施行する。
- 2 この規定による改正後の同規程の規定は、平成27年12月1日から適用する。

附 則（平成28年3月1日規程第1号）

- 1 この規程は、平成28年3月2日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第27条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の規定に基づいて平成27年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 平成28年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その受ける給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額が同日において受けていた給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（以下この項において「切替日前給料月額等」という。）に達しないこととなる者（理事長が定める職員を除く。）の切替日から平成33年3月31日までの給料月額は、その者の号給に応じた第2条の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程（第7項において「第2条による改正後の規程」という。）別表第1から別表第5までの給料表に定める給料月額にかかわらず、切替日前給料月

額等を100分の110で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

- 6 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）について、前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるときは、同日から引き続き給料表の適用を受ける職員の切替日から平成33年3月31日までの給料月額について、理事長が定めるところにより、同項の規定に準じて、必要な調整を行うことができる。
- 7 切替日から平成33年3月31日までの間に新たに第2条による改正後の規程の給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるときは、当該新たに第2条による改正後の規程の給料表の適用を受けることとなった職員の切替日から同月31日までの給料月額について、理事長が定めるところにより、前2項の規定に準じて、必要な調整を行うことができる。
- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成28年3月30日規程第8号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月27日規程第26号）

- 1 この規程は、平成28年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定並びに附則第4項から第7項までの規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第27条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程又は附則第9項の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程附則の規定に基づいて平成28年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、第1条による改正後の規程又は同項の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程附則の規定による給与の内払とみなす。
- 4 第2条の規定の施行の日から平成30年3月31日までの間における同条の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程（次項及び第6項において「第2条による改正後の規程」という。）第13条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「及び第3号から第6号までのい

ずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての配偶者」という。）については1万1,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき7,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万1,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族としての父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族としての子がない場合にあっては、そのうち1人については1万円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以降の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「

- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以降の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族としての子又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族としての子又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

」と、同条第3項中「場合又は」とあるのは「場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は」と、同項後段中「同号」とあるのは「第1項第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族としての配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族としての配偶者又は扶養親族としての子を有するに至った場合の当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶



者のない職員となった場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての父母等と同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 5 前項の規定は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における第2条による改正後の規程第13条第3項及び第14条の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「1万1,500円」とあるのは「9,500円」と、「7,500円」とあるのは「8,500円」と、「1万1,000円」とあるのは「1万500円」と、「1万円」とあるのは「8,500円」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 6 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における第2条による改正後の規程第13条第3項の規定の適用については、同項中「及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき1万円」とあるのは、「に該当する扶養親族については7,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき1万円、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円」とする。
- 7 第2条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程（以下この項において「第2条による改正前の規程」という。）第16条第2項第2号又は第3号（同項第2号に係る部分に限る。）の規定により平成29年3月の住居手当を支給された職員であって、第2条の規定の施行の日以後引き続きその所有に係る住宅（理事長の定めるこれに準ずる住宅を含む。）に当該職員又はその配偶者等（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第16条第1項に規定する配偶者等をいう。）が居住している者（理事長の定めるこれに準ずる者を含む。）については、第2条による改正前の規程第16条第1項及び第2項の規定は、平成33年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同項第2号中「6,700円」とあるのは、第2条の規定の施行の日から平成30年3月31日までの間については「5,400円」と、同年4月1日から平成31年3月31日までの間については「4,100円」と、同年4月1日から平成32年3月31日までの間については「2,800円」と、同年4月1日から平成33年3月31日までの間については「1,400円」とする。

8 第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

9 地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第2条の」を「地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成28年規程第1号）第1条の」に改め、「（第7項において「第2条による改正後の規程」という。）」を削る。

附則第7項中「間に新たに第2条による改正後の規程」を「間に新たに地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程第1条の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程」に、「当該新たに第2条による改正後の規程」を「当該同条の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程」に改める。

附 則（平成29年12月21日規程第11号）

1 この規程は、平成29年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第27条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同規程（同項において「第1条による改正後の規程」という。）及び附則第5項の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成28年規程第1号）附則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程又は附則第5項の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程附則の規定に基づいて平成29年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、第1条による改正後の規程又は同項の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程附則の規定による給与の内払とみなす。

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

5 地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程の一部を次のように改正する。

附則第5項中「切替日から」を「平成29年4月1日から」に、「地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程（平成28年規程第26号）」を「地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程（平成29年規程第11号）」に改める。

附則第6項中「切替日から」を「平成29年4月1日から」に改める。

附則第7項中「切替日から同月31日」を「平成29年4月1日から平成33年3月31日」に改める。

附 則（平成30年3月30日規程第7号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月25日規程第23号）

- 1 この規程は、平成30年12月25日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第27条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同規程（同項において「第1条による改正後の規程」という。）及び附則第5項の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成28年規程第1号）附則の規定は、平成30年4月1日（次項において「適用日」という。）から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程又は附則第5項の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程附則の規定に基づいて適用日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、第1条による改正後の規程又は同項の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程附則の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成31年3月29日規程第2号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月24日規程第23号）

この規程は、令和元年12月24日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月29日規程第15号）

この規程は、令和2年6月30日から施行し、改正後の附則第3項から第4項までの規定は、令和2年1月30日から適用する。

附 則（令和3年2月8日規程第4号）

この規程は、令和3年2月8日から施行し、改正後の附則第5項から第7項までの規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月12日規程第13号）

この規程は、令和3年3月12日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日規程第17号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月21日規程第27号）

この規程は、令和3年12月21日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日規程第2号）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和4年5月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第19第3項の規定は、令和5年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「290円」とあるのは、第1条の規定の施行の日から令和5年3月31日までの間については「145円」とする。

附 則（令和4年9月30日規程第24号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年12月19日規程第26号）

- 1 この規程は、令和4年12月19日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第27条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の規定に基づいて令和4年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（令和5年3月28日規程第2号）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 施行日から令和9年3月31日までの間における改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第8条第3項の規定の適用については、同項中「0号給」とあるのは、「1号給」とする。